第26回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日時:平成28年4月1日 10:30~11:05

場所:経済産業省 本館 2階 西8共用会議室

議題

- 1. ガス・熱業務に関する事務の追加に伴う各種規程の整備について
- 2. 監査規程について
- 3. ガス・熱業務に関する事務の追加に伴う当面の主要な課題について

○八田委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第26回電力・ガス取引監視等委員会第1部を開催いたします。

本日は、事前にお知らせいたしましたように2部構成で、1部が公開となります。第1部の議題はガス・熱業務に関する事務の追加に伴う各種規程の整備について、2番目は監査規程について、3番目はガス・熱業務に関する事務の追加に伴う当面の主要な課題について、この3つです。

早速ですが、議事に入らせていただきます。まず、最初のトピックであるガス・熱業務に関する事務の追加に伴う各種規程の整備について、資料3に基づいて岸課長より説明をお願いいたします。

○岸総務課長 事務局総務課長の岸です。資料3です。

法改正が本日施行され、ガス・熱業務が委員会の事務として追加されております。これに伴い、各種規程について所要の改正をお諮りするものです。いずれも電力取引監視等委員会の名称を電力・ガス取引監視等委員会に変更するといった改正であり、特に中身について変更するものではございません。

別添の資料 3-1、3-2 は運営規程について、資料 3-3 は委員長及び委員による申し合わせについて、資料 3-4、3-5 は紛争処理規程について、資料 3-6 はあっせん

または仲裁の手続に係る資料の公開などについて、いずれも昨年9月、委員会の発足のときに整備したものを今回、ガス・熱業務を追加する形で改正するという内容です。

説明は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。それでは、今ご説明のあった内容について、 ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局からご説明のあったように規程等を改正して、これに基づいて本委員 会のこれからの運営に当たることにしたいと思います。

次は、議題2の監査規程についてです。資料4に基づいて、野沢管理官よりお願いいた します。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 委員会事務局の野沢です。よろしくお願いします。 資料4の監査規程についてご説明させていただきます。

最初に、監査規程の位置づけでございますけれども、電気事業法において政令委任されております。電力取引監視等委員会の第4条において、「議事の手続その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」とされておりまして、その政令に基づいて監査の具体的項目とか手続の細目を定めるため制定しているものでございます。今回、説明資料として1枚目の資料4の概要紙を含めて、後ろに4種類の資料を用意させていただいております。

最初に、「監査規程について」という趣旨を記載した概要紙で、裏面、資料4-1として、今回改正分の電気事業の新旧対照表。次に、ページ数が入っていなくて恐縮ですけれども、4-2といたしまして、電気事業の改正後の溶け込み版。次に、4-3といたしまして、新たに制定するガス事業の制定文。最後に、参考でございますけれども、電気の改正後のものと、今回ガスの制定のものの比較表を添付させていただいています。

最初の資料4に基づいて説明させていただきます。趣旨紙の冒頭に記載しておりますが、本日、委員会の所掌事務にガス事業法及び熱供給事業法に関する事務が追加されまして、委員会の名称が電力・ガス取引監視等委員会に変更されました。これに伴って、電気事業監査規程についても所要の改正を行うとともに、あわせて27年度に実施した監査の状況を踏まえた改正を行うというものでございます。また、ガス事業についても、電気事業と同様に監査の具体的項目や手続の細目を定めるための規程を定めるというものでございます。

主なポイントで書かせていただいていますけれども、1. 電気事業監査規程の主な改正

点をご説明したいと思います。

4-1でいうと、電気事業監査規程の新旧対照表がございまして、名称変更に伴って、電力取引監視等委員会の名称が電力・ガス取引監視等委員会に変更していること。あと、ライセンスの変更に伴って、一般電気事業者及び卸電気事業者というのが一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者などの変更に伴った改正を行うところをお示しさせていただいています。

今回、大きなポイントは、なお書きで記載させていただいたところでございまして、昨年度まで1年間監査を実施しまして、その状況を踏まえた改正を追加させていただいています。①でお示ししているところでございますけれども、監査実施の通告時期の規定を削除ということで改正させていただいています。これにつきましては、今まで3週間の通告時期を設けておりましたが、通告時期にかかわらず、直ちに監査を行えるような、行政側がフレキシブル制をもつための改正でございまして、言い換えますと、3週間といった糧を設けることなく、機動性をもった監査を行うようにするという趣旨で、改正をするということでございます。

②につきましては、一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売事業者等、被監査事業者以外の事業者にも必要な事案に応じて情報収集を行うという改正でございます。必要であれば、任意でございますけれども、新電力に対しても情報収集を行えるという改正でございます。

③でございます。情報収集の結果、例えば法令等に照らして問題等が発見された場合には、被監査事業者以外の一般送配電事業者、送電事業者、みなし小売事業者に対しても意見聴取とか事実確認を行えるという改正であります。例えば、A電力に監査に入って、仮に不適切事案があった場合、B電力に情報収集をしたところ、同様に不適切な事案が起こった場合には、同じようにB電力に対しても指摘を行うという改正でございます。

次に、2. ガス事業監査規程の制定ということで示させていただいています。ここは同様にガス事業に基づく監査の具体的項目や手続の細目を定めるため、最後の4-4のところに比較表を参考に添付させていただいていますけれども、ガス事業監査規程の制定を行うものでございます。規定する手続の内容につきましては、先ほど説明させていただいた改正後の電気事業監査規程と基本的に同様で、名称等が変わっております。

最後に、3. 今後の予定を書かせていただいています。概要紙に記載させていただいているとおり、両規程に基づいて、今月の4月中をめどに監査時期、監査実施先、監査事項

の具体的内容を記載した平成28年度監査計画を定めるとともに、報告徴収の具体的項目を 定める予定でございます。

私からの説明は以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。先ほど岸課長からご説明いただいたのは、いわゆるハネ改正というもので、名前が変わったことによって全部それがハネハネて、 今度新しい名前になるということだったのですが、今、野沢管理官からご説明願ったところは、ハネ改正改正もあるが、実質的な改正もある。それは、「なお」のところです。電力に関しては、これまで監査をやってきた経験に基づいてこういうことを改正しましたが、ガスにもその知見をハネ改正とともに最初からこれを入れてしまおうということです。

これに関してご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、稲垣委員。

- ○稲垣委員 資料4の主なポイント1の②と③なのですが、監査規程の改正ということで、ここには今回のポイントとして、相手が被監査主体以外の電力事業者にも広げたという形で書いてあるけれども、実際に12条をみると、3項、被監査主体以外の電気事業者、送配電事業者、送電事業者、みなし小売電気事業者、またはその他関係者というのが入っていて、この「またはその他関係者」については、今回の自由な市場の適切な運営については、電気の送配電、小売以外の、例えばこれらに対して部材を供給するとか、そういうところが価格の形成に影響を与えることもあるので、そうした事業者も含むという解釈を私はするのだけれども、事務局も同じ考えか。その点を念のため確認です。
- ○野沢統括ネットワーク事業管理官 ご指摘のとおり、ここの3つの一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者以外の事業者というのは、A電力、B電力にかかわらず新電力とかその他関連事業者についても、任意でございますけれども情報収集ができるという趣旨でございます。
- ○稲垣委員 監査というのは、とにかく今までのあり方と新しい市場が構成されるとか、これをどのように適切に機能させるのかという点の課題を把握して、今までの政策論議が十分に機能しているかとか、今後改善すべき点は何かということを把握する上で非常に重要だと思うので、ぜひこうした権限をふるに活用して、適切な監査計画を立てる案をきちっとつくっていただいて、十分な監査をやっていただくようにお願いします。
- ○野沢統括ネットワーク事業管理官 わかりました。ありがとうございます。
- 〇八田委員長 ほかに。箕輪委員。
- ○箕輪委員 ご説明ありがとうございました。やはりなお書きのところの特に2と3が

追加になったというのは、非常に効果的、効率的な監査に資すると思っておりますので、 今、稲垣委員もおっしゃったようなことに努めていただければと思います。

また、一方で、もちろん効率的監査のためには、まず電力事業者の皆さんによく現場の 状況を教えていただく中でいろいろな課題感とか理解も進むと思いますので、もともとの 事業者の方からもよくお話を聞くというのは、これまで以上にやっていただければと思い ます。

また、今回、委員会の監査対象としてはガスも加わってまいりまして、かなりカバーする範囲が広がってまいります。そういった意味で、各年度にどういったことをポイントとしてやっていくかということは、今後のいろいろな制度改正にあわせて整理しながらやっていただければいいと思っております。

○八田委員長 ありがとうございました。ほかにご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局によるご説明のとおり、電気事業監査規程の改正及びガス事業監査規程の制定を行うことにしたいと思います。今後は、平成28年度監査計画を4月中をめどに定めて、そして、報告徴収の具体的項目もそれに伴って定めていただきたいと思います。

最後の議題に移ります。ガス・熱業務に関する事務の追加に伴う当面の主要な課題について、資料5に基づいて、岸課長よりご説明をお願いいたします。

○岸総務課長 資料5に基づきまして、ガス・熱業務に関する当面の主要な課題についてご説明します。

まず、ガスについてですが、1. (1)託送供給約款の認可申請に関する審査について、 年内目途にお願いしたいと考えております。ガスの小売全面自由化は来年4月に予定され ており、ことし7月ごろに、一般ガス事業者から経済産業大臣宛に事前の認可申請が想定 されております。大臣からの意見照会を踏まえ、まずこの委員会のもとの専門会合で審査 を行い、その上で査定方針をご審議いただきたいと考えております。

- (2) ガス小売事業者の事前登録に関する審査です。これについてもことし8月ごろから順次、申請がありましたら、大臣からの意見照会を踏まえ、まず審査方針を決定し、これに基づいて具体的な個別の審査を行い、意見を経産大臣に返していくということです。
- (3)経過措置料金規制の指定に関する審査です。ガスの小売全面自由化に先立ち、経過措置料金が適用される供給区域を経済産業大臣が指定し、引き続き規制料金も残す。ガスについては、地域の指定をことし8月以降に行ってまいります。これも同様に、大臣から

の意見照会を踏まえ、それぞれの供給区域内での競争状況などをみた上で、意見内容を決 定していくということです。

- (4) ガス市場におけるルール整備です。幾つかございますが、1つは、来年4月のガス 小売全面自由化に向けて、遅くとも年内をめどに小売営業に関するガイドライン案をご審 議いただく。加えて、事業者間の適正な取引についてのガイドライン、またガス事業者な どから定期的に取得すべき情報など、電力でも行ったことと同様ですが、ご審議いただき たいと考えております。
- (5)自由化の広報です。電力と同様、ガスについても制度の改正内容の周知、広報、あるいは消費者保護のための情報発信等々を積極的に行ってまいりたいと考えております。

2つ目が熱供給事業です。 2. (1) 熱供給事業者の登録審査です。 熱供給事業については、本日、4月1日から自由化され、従来の許可制から登録制になります。既に事業を行っている者については「みなし」という形になっておりますが、今後新たに熱供給事業を始めようという場合の登録についても、経済産業大臣からの意見照会を踏まえ、審議をすることになります。

(2) 熱供給の経過措置の指定解除です。これは法律上、「みなし熱供給業者に対する経過措置の指定解除を行おうとするときは」とありますが、自由化に伴い、本日時点で既に全体で熱供給事業が76社138地区あるうち13社17地区が引き続き経過措置が必要とされ、経済産業大臣から指定されています。今後、状況の推移をみて、指定解除を行おうとするときには、経済産業大臣からの意見照会を踏まえ、提出すべき意見をご審議いただくことになります。

あわせて(3)、既に自由化された熱供給事業について適切な監視を行ってまいります。 最後に※印です。以上にとどまらず、ガス・熱分野の適正な取引、あるいはガスのネットワーク部門の中立性確保について必要なルールづくりも委員会の大変重要な業務でありますので、必要に応じて大臣に意見、建議を行っていく。

以上、当面の課題について、ご説明申し上げました。

○八田委員長 ありがとうございました。今、当面の課題についてご説明あったのですが、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

国民生活を支える上で非常に重要なインフラであるガス事業が来年度からちょうど1年 先に全面自由化されるということになりました。その結果、総合エネルギー企業というも のも出てくるだろうし、いろいろな選択が生まれてくるので、これは本当に重要な改革だ と思います。本年度の前半には、いろいろな準備もし、後半からは事業者の認定だとか料 金の設定だとか、そういう非常に忙しい仕事が始まるのだと思います。

それで、もしほかにコメントがなかったら、今事務局からご説明あったような見通しで もって、ガスの自由化について準備を進めていきたいと思います。さらに熱供給も自由化 されたわけですから、注意深く見守っていきたいと思います。

本日をもって家庭でも電力を供給する会社や、さまざまな料金メニューを選べる、電力 の全面自由化が始まりました。この機会に考えを述べさせていただきたいと思います。

本委員会としても2つの重要な役割、「市場の番人」と「ルールづくり」という機能を ますます発揮して、全面自由化を支えたいと思います。

しかし、同時に、今回の自由化の非常に大きな意義は、計画値同時同量が始まったことです。すなわち、計画値からのずれに対しては、インバランス精算が行われるという仕組みができたことです。このインバランス精算というのは、これまでの一般電気事業者の小売部門に対しても当てはめられるわけで、電力会社の小売部門が新規参入者と全く対等に競争する体制がこの4月1日をもってできたことです。

ここでは取引所がこれまでにも増して重要な役割を果たしていきます。取引所における インサイダー取引の防止も注視したいと思います。それに対する体制は着々と整えていま す。

消費者保護に関しては、皆さんご存じのようにさまざまな対策を行ってまいりました。 例えば、国民生活センターに向けられたトラブルも、コールセンターに向けられたトラブルも、それからこちらに独立に寄せられたトラブルも、当委員会ですべて集中して事情聴取し、問題があるところについては指導するという体制を整えています。さらに、さまざまな広報もやってまいりました。

こういう消費者保護対策はこれからも進めていく予定ですが、企業間の電力取引に関しては、まだまだルールづくりの余地が残っております。特に、卸電力取引所の活性化が大きな課題です。計画値同時同量が行われると、供給側としてはちゃんと計画値だけ面倒をみればいい、それ以上のことはインバランス精算でやればいいのだから、余った電力は取引所に売ることができる。これが、取引所を活性するといわれてきました。実際、そうなる可能性は非常に高いと思いますが、取引所の活性化に関しては、その他考えられる様々な手段を講じていきたいと思います。

それから、託送料金制度の見直しもやはり大きな課題です。今の託送料金体系は、電力

会社側に効率的な発電所の立地を促しているのか、大需要家に効率的な工場の立地を促しているのか、そういう問題がありますから、こういうことも検討していきたいと思っております。そのようなことを議論して、その結果を経済産業大臣に対して意見や建議の形で行いたいと思います。

これらの点について、もし委員の方でご発言がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 委員長のまさにおっしゃるとおりで、来年4月からガスも自由化されることになってくる中で、電力、ガス、熱というエネルギーの自由化が入ってくる。まさにエネルギーがいろいろ公正に取引されることが今回非常に大切になってくるので、我々、取引監視等委員会もしっかりみていくことが大事になると思っております。

先ほどありましたけれども、特に取引所の活性化もありますし、託送料金の見直しもありますし、あとはネガワット取引の市場創設とか、リアルタイム市場の創設とか、安倍総理からの官民対応の話も受けたり、今までポジワットだけだった取引がネガワットも取引できる社会があるし、そこに電気、ガス、熱が入っていくという、まさに総合エネルギーのシステム改革というように私自身は捉えています。そういった意味でも我々の立ち位置は非常に大切で、国民の皆様、電気を利用する消費者の個々の立場もありますし、事業の活性化、正しい公平な公益事業としての活性化というのもあると思います。我々自身もしっかり気を引き締めてやっていきたいと思っております。

○稲垣委員 本当に総合エネルギーに国が向かう出発点が想定されたということで、これからのこの委員会の役割も非常に大きくなっていくと思いますので、この委員会の活動も実質的にさまざまなリソースをきちっと生かして、それから設立の趣旨に合うように活動していきたいと思います。

その際に、先ほども申し上げましたけれども、監査機能が特に重要であると考えます。 というのは、今制度づくりが始まりまして、また制度もだんだん成熟していく過程で変化 していきます。その変化に対応できる評価をしながらいくということが必要ですので、ま ず事実がどうなっているのかということをさまざまな目で、資源エネルギー庁もみるし、 委員会もみますし、それから、委員会の中で事務局もみるし、監査の目でもみるという多 元的な視点からの事実の把握が本当に必要なことだと思うのです。それがないとルールづ くりとか制度運用とか意見、勧告、建議という機能も果たせないと思います。まず、事実 の把握をきちっとすることが大事だと思うので、特に監査については十分頑張ってもらい たいと思います。もちろん事務局においても、健康に留意しながら、これまでの活動をさ らに頑張ってもらいたいと思います。

もう1つは、委員会、それから役所もそうなのですけれども、事業者に対しても委員会のメッセージとしてこの場をかりて伝えたいと思います。先ほどの監査対象、それから調査範囲の拡大にもあったわけですけれども、我々のミッションは、意見を述べるに当たっては、市場の適正を確保するということがあります。

その市場というのは、事業者だけ、役所だけ、あるいは役所と事業者が協力することだけで行われるのではなくて、事業者を支える技術を提供する側、インフラを提供する事業者、働く人たち、そういう人たちによって実現されるということで、我々も事業者だけでなく、事業者の事業を支える、あるいは事業者による市場構成を支える、そうしたところもきちっと目を向けていく必要があると思います。

今回、委員長が最初におっしゃった計画値同時同量を支えるインフラ、あるいはシステムについても非常に大きな関心をもってきちっとみていくべきだと思います。その中でスマートメーター、実質的な影響がどうかという点は別として、スマートメーターの設置状況がおくれている会社があることについては、その原因、責任も含めて、責任の有無ではなくて責任の基礎となる事実についてもきちっと把握して、今後の改革に生かしていく必要があると思います。

スケジュールがタイトなことはわかるわけですけれども、やはりそのスケジュールに応じたきちっとした計画が経営で立てられていたのか、それを支える技術・人材は十分に用意されていたのか、もともと無理だったのかそういうことも含めてきちっとこの委員会でみて、今後に生かしていくべきだと考えております。これは委員会の決定を必要とすることですけれども、事務局においてもこうしたことを踏まえた適切な議題の設定とか活動について計画してもらいたいと思います。

以上です。

- ○八田委員長 ありがとうございました。箕輪委員、いかがですか。
- ○箕輪委員 ほかの委員の先生がいろいろおっしゃったことも非常に同感です。つけ加えるならば、今回、我々のカバーする範囲も非常に広い。そして、エネルギー業界の中で本当にこの数年は大改革の年だったと思いますので、その中で我々委員会のほか事業者の皆様、そして広域機関ですとか取引所など、関連する組織間でどのように役割分担して情報共有を図っていくのかというところは、きちんと整理しながらやっていくことが結果的

に非常に効率的な皆さんに資する規制といいますか、監視になっていくのではないかと考えております。

○八田委員長 稲垣委員も箕輪委員も、エネ庁との役割分担、重複もあり得るだろうし、 そういうことをどのようにするかということは、これから最終目的のために一番いいよう な体制をやりながら考えていくことだと思います。

それでは、本日予定していた議事は以上でございますが、卸電力取引所の取引が早朝、 一時停止しましたので、これについてのご報告をお願いいたします。田邊室長。

○田邊卸取引監視室長 卸取引監視室・田邊でございます。今、委員長からございました点について、ご報告させてください。資料は特にお配りしておりません。

電力広域的運営推進機関の通信機能トラブルに伴って、JEPX(日本卸電力取引所)の取引が一部停止されたという点でございます。この点、今朝、経済産業大臣からも記者会見でご発言ございましたし、また委員長、委員には既にご連絡、ご報告申し上げているところでございます。

電力広域的運営推進機関のシステムの一部不具合が生じて、昨日の深夜からJEPXにおいて創設された1時間前市場での取引が停止したということでございまして、今朝の6時半から取引は開始されております。取引が開始された後、JEPXにおいては取引参加者にそれが再会された旨を速やかに連絡しているところでございます。

なお、1時間前市場が一時停止したことによって、小売全面自由化に影響はなくて、安 定供給の面においては問題ないところでございます。

現在、経済産業省においては、改めて取引停止の経緯でありますとか原因、再発防止策、 今回の停止による影響等について報告を求めるなど確認をとっているところでございます。

いずれにしましても、事務局としましては引き続き情報を集めていって、関係機関と連携しながらJEPX等において適切な対応がとられるように、また適正な取引を阻害するような行為がないかという点も含めて、しっかりと対応していきたいと思っております。報告は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。ほかに委員の方から何かありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。岸課長。

○岸総務課長 特にございませんが、次回日程は、正式決定いたしましたら改めてご報告いたしたいと思います。

以上です。

○八田委員長 それでは、委員会の第1部を終了したいと思います。どうもありがとう ございました。

——了——